

一般社団法人 長野県産業環境保全協会長 様

環 境 部 長

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム
化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直しについて（通知）

標記について、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 4 年環
境省令第 17 号）が令和 4 年 5 月 17 日に公布され、同年 7 月 1 日から施行される旨、環境省水・大
気環境局長から別添のとおり通知がありましたので、御了知願います。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 ほう素及びその化合物に係る暫定排水基準

以下のとおり暫定排水基準を見直す。

業種	暫定排水基準	適用期間
電気めっき業	30mg/L	令和 4 年 7 月 1 日から 令和 7 年 6 月 30 日まで
ほうろう鉄器製造業	40mg/L	
金属鋳業	100mg/L	
下水道業（一定の条件に該当するもの）	50mg/L→40mg/L	当分の間
旅館業（ほう素濃度が 500mg/L 以下の温泉を利用しているもの。）	500mg/L→300mg/L	
旅館業（ほう素濃度が 500mg/L を超える温泉を利用しているもの。）	500mg/L	

2 ふっ素及びその化合物に係る暫定排水基準

以下のとおりすべての業種について現行の暫定排水基準を延長する。

業種	暫定排水基準	適用期間
ほうろう鉄器製造業	12mg/L	令和4年7月1日から 令和7年6月30日まで
電気めっき業（排水量 50 m ³ /日以上のもの）	15g/L	
電気めっき業（排水量 50 m ³ /日以下のもの）	40mg/L	
旅館業（昭和49年12月1日以降に湧出した温泉を利用し、排水量 50 m ³ /日以上のもの）	15mg/L	当分の間
旅館業（人為的に湧出させた温泉を利用しているもので、排水量 50 m ³ /日未満のもの又は昭和49年12月1日以前に湧出したもの）	30mg/L	
旅館業（自然に湧出している温泉を利用しているもので、排水量 50 m ³ /日未満のもの又は昭和49年12月1日以前に湧出したもの）	50mg/L	

3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準

以下のとおり暫定排水基準を見直す。

業種	暫定排水基準	適用期間
下水道業（特定公共下水道の一部）	130mg/L→100mg/L	一般排水基準へ移行
酸化コバルト製造業	120mg/L→100mg/L	一般排水基準へ移行
畜産農業（牛房施設を有するもの。）	500mg/L→300mg/L	令和4年7月1日から 令和7年6月30日まで
畜産農業（豚房施設を有するもの。）	500mg/L→400mg/L	
畜産農業（上記以外）	500mg/L→100mg/L	一般排水基準へ移行
ジルコニウム化合物製造業	600mg/L→350mg/L	令和4年7月1日から 令和7年6月30日まで
モリブデン化合物製造業	1,400mg/L →1,300mg/L	
バナジウム化合物製造業	1,650mg/L	
貴金属製造・再生業	2,800mg/L	

環境部 水大気環境課 水質保全係
(課長)仙波 道則 (担当)飯島 庸平
防災無線 8-231-2756
電 話 026-235-7162(直通)
ファクシミリ 026-235-7366
電子メール mizutaiki@pref.nagano.lg.jp